

「EHIME DANCE FESTIVAL 2025」 参加団体募集要領

1. 目的

この公演は、愛媛県内で活動しているダンス教室・団体を対象として、愛媛県県民文化会館サブホールを利用し、日ごろの練習の成果を発表する場を提供します。また色々なジャンルのダンスやダンス教室の演技を一度に鑑賞することで、ダンスの魅力をアピールし愛媛県のダンス文化の普及と人材の育成を図ります。

2. 日時

令和7年2月2日（日）11：30～16：00

※リハーサルは、2月1日（土）及び2月2日（日）に実施予定です。

3. 場所

愛媛県県民文化会館 サブホール（松山市道後町 2-5-1）

4. 対象者

- ① 愛媛県内で活動しているダンス教室・団体
- ② 次に該当する教室・団体は参加できません。
 - ・反社会的勢力者団体又は反社会的勢力団体が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる団体等
 - ・特定の政治活動、又は宗教活動を目的とする団体等
 - ・過去に愛媛県県民文化会館を利用した際、利用条件の不履行がある団体

5. 申込資格

- ① 次の項目を全て満たしていること。
 - ・EHIME DANCE FESTIVAL 2025 の目的に沿った演目であること
 - ・指定する時間と条件で、準備・発表ができること
- ② 次に該当する演目は演技できません。
 - ・営利目的及び政治的、宗教的な活動を目的とするもの
 - ・公序良俗に反する表現を含むもの
 - ・他の参加団体や来場者の迷惑となるもの
 - ・愛媛県県民文化会館施設、及び備品・設備に破損・汚れを生じさせるもの
 - ・火器を使用するもの

※演目について判断がつかない場合は、必ず申込みの前に相談してください。

6. 募集团体数

12 団体程度

7. 参加料

- ① 演技時間（入退場込み）により、参加料が異なります。
 - A) 演技時間 15 分以内 1 枠 6,000 円
 - B) 演技時間 20 分以内 1 枠 10,000 円
- ② 次の経費は参加料に含まれません。
 - ・搬入、搬出に伴う輸送費、交通費
 - ・参加者が各自で作成するチラシ類に係る費用
 - ・参加者に課せられる公租公課、保険料
 - ・参加者の過失により会館施設、及び備品・設備に破損・汚れが生じた場合の修繕費

8. 申込

- ① 申込みは、1 団体 1 枠です。
- ② 参加決定は、抽選とします。応募が募集数に満たない場合は、再募集の予定もありません。
参加希望団体は、所定の参加申込書に記入の上、窓口を持参、または FAX、メールにて送付してください。
申込期間：令和 6 年 9 月 12 日（木）～10 月 3 日（木）
申込先：FAX：089-927-4778 メール：e-dancefes@ecf.or.jp

9. 結果通知

- ① 結果は、郵送にて通知いたします。10 月 18 日（金）になっても書類が届かない場合は、ご一報ください。
- ② 当選団体は 11 月 15 日（金）までに、参加料を財団事務室にてお支払い、もしくはお振込みください。振込手数料は参加団体の負担となります。
期日までに入金がない場合は、当選を取消し、他の方に参加枠を提供するものとします。
- ③ 参加料の入金をもって申込みは完了いたします。
- ④ 当選通知後、構成表及び構成・照明案を提出いただきます。
- ⑤ 参加団体者に貸与した枠は、いかなる理由でも申込団体以外の団体に貸与・譲渡できません。

10. キャンセル

やむを得ず参加をキャンセルする場合、参加料の返金はできません。ただし、財団の事情、または天災により、公演が開催できない場合は参加料を全額返金いたします。

11. その他、注意事項

- ① 当公演の録音撮影は原則禁止とします。ただし、自団体の公演時のみ、ホール後方にて撮影可能とします。
※本事業の映像・写真・記事などが、新聞・テレビ(CATV)・雑誌・SNS 等に掲載されることがあります。その権利は財団に属します。
- ② 財団は、参加者の疾病や紛失、その他の事故に関し、一切の責任は負いません。
- ③ 会館施設、及び備品・設備に破損・汚れが生じた場合、原状回復あるいは弁償していただきます。
- ④ 規定外の事象が発生した場合、財団の指示に従ってください。上記の条件や、当日財団の指示に従っていただけない場合は、参加許可を取り消す場合がございます。

12. お問い合わせ

(公財)愛媛県文化振興財団 総務事業部 河内
〒790-0843 松山市道後町 2-5-1
TEL：089-927-4777 (9：00～17：00) FAX：089-927-4778
MAIL: e-dancefes@ecf.or.jp